

消費税増税に伴う医療費等 の変更のお知らせ

消費税法の改正により、
令和元年10月1日から消費税率
8%から10%に引き上げられます。

◆ 診療報酬改定により保険診療料
が変更となります。

(例) 初診料、再診料、一般入院基本料など

◆ 保険適用外料金等についても
消費税10%に改定させていただきます。

(例) 診断書等の文書料金、
入院時の室料差額やおむつ代など

令和元年10月1日以降、患者様にお支払い
いただく医療費などに変更がございます。
ご理解のほど、よろしくお願い致します。